用語説明

貸借対照表の用語

資産の部

●現金及び預貯金

生命保険会社は保険料としてお預かりした資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金・年金・給付金などの支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金(外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など)や、短期間の運用目的で預金(定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金)として保有しています。

●コールローン

他の金融機関に対して行なう短期間(1日~2週間程度)の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行なっています。

●買入金銭債権

下記「有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、コマーシャル・ペーパー(CP)や住宅抵当証書、商品投資受益権証書、一般貸付債権信託受益権証書などがあります。

●有価証券

有価証券のうち、「国債」「地方債」 「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方 公共団体、国内企業等の発行する債券 への投資で三者をあわせて「公社債」 ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式 への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・ 企業などが発行する「外国債券」や、海 外の企業が発行する「外国株式」等、海 外の国・企業などが発行する有価証 券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

●貸付金

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる

「保険契約者貸付」というものです。 もう1つは、保険料の払込みが一時的 に困難になり、払込猶予期間内に払い 込まれない場合に、保険契約の失効を 防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険 料とその利息の合計額の立替を行な う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以 外の貸付で、国内・国外の企業に対す る貸付、国・政府機関に対する貸付、住 宅ローンなどがあります。

●不動産及び動産

不動産及び動産には、土地、建物、動産、建設仮勘定が含まれます。土地とは投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・社宅など、動産とは自動車・コンピュータ・備品などのことです。建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本来の科目に振替えるまでに一時的に計上する勘定のことです。

●代理店貸

生命保険会社は、保険の募集・集金 業務を行なうために代理店と委託ま たは請負契約を結んでいます。代理 店貸とは、その代理店に対する債権総 額です。代理店で取り扱った新契約 について、集金した保険料は生命保険 会社に送金しますが、事業年度末時点 で保険会社に入金(着金)されていな い場合などに発生します。

●再保険貸

生命保険会社では、自己の引き受けた保険の一部について、リスクを分散するために国内・国外の再保険引受会社に保険料(再保険料)を支払い、再保険契約を結ぶことがあります。

再保険貸は、再保険契約に基づいて 授受される保険料・保険金などに関 する再保険会社に対する債権(未収金 額)の総額です。

●その他資産

他のいずれの科目にも属さない資産 です。

主なものは、債権金額が確定しているのにもかかわらずその代金の回収が行なわれていないものを計上する

未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃貸料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金などです。

また、借地権はその他資産に含まれます。

●繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に計上される法人税等の前払額です。

●支払承諾見返

(「支払承諾」(P146)の解説をご覧 ください)

●貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の 破産などにより回収不能となる危険 に備え、取立不能見込額を予め準備す る目的で、引当計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定 に基づき、合理的な方法で算出された 貸倒実績率等により計算した一般貸 倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定 海外債権引当勘定を貸倒引当金に計 上します。

*個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

*特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を 算出し計上します。

負債の部

●保险契約進備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積立が義務付けられているもので、支払備金、責任準備金、社員配当準備金があります。

*支払備金

支払義務が発生している保険金、 返戻金その他の給付金のうち、決算 期末時点で、いまだ未払いとなって いるものについて、その支払いのた めに必要な金額を積み立てる準備 金のことです。なお、支払事由の報 告は受けていないが、その支払事由 が既に発生したと考えられる金額 についても、支払備金に積み立てる こととしています。

*責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立が義務付けられている準備金です。

*社員配当準備金

社員配当準備金は、保険契約に対 する配当を行なうために積み立て られた準備金です。

●再保険借

再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約に基づいて授受される保険料・保険金などに関する債務の総額です。(「再保険貸」(P145)の解説もご覧ください)

●その他負債

他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金です。

●退職給付引当金

将来の従業員の退職金・年金の支 払いに備えて積み立てているもので す。

平成12年度より退職給付会計が導入され、退職金・年金にかかる会社のコストや債務について発生主義に基づき認識することになりました。

●偶発損失引当金

商法第287条の2の規定に基づく引 当金であり、債権流動化・不動産先渡 契約等に関し、将来発生する可能性の ある損失を見積もり、必要と認められ る額を計上しています。

●価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項に基づいて積み立てた金額です。

●再評価に係る繰延税金負債

土地再評価を実施した事業用土地 の再評価額が直前の帳簿価額を上回 る場合の、税効果相当額を計上します。

●支払承諾

生命保険会社には保険業法におい て債務の保証が付随業務として認め られています。保険会社は、顧客から の依頼に基づき、顧客の第三者に対す る債務について、その支払いを保証し た場合、保険会社が実際に顧客に代わ り第三者への債務を弁済することが 考えられます。この場合、保険会社は 本来の債務者である顧客に対し求償 権(代わって弁済したお金を返しても らう権利)を取得します。「支払承諾」 とは、保証先に対して保証している債 務の総額を偶発的に発生する債務と して貸方に計上するものです。この 場合、「支払承諾見返」を借方に同額計 上しますが、これは保証している債務 を債務者に代わって弁済した場合に、 顧客に対して生じる求償権を偶発的 に発生する債権として計上するもの です。

資本の部

●基金

相互会社において株式会社の資本 金にあたるものが基金です。保険業 法第6条の規定により、相互会社では 基金(基金償却積立金を含む)の総額 が10億円以上とされています。

●基金僧却積立金

相互会社が基金を償却する場合に 保険業法の規定により積み立てを義 務付けられている積立金です。償却 額と同額の基金償却積立金の積み立 てが義務付けられています。

●剰余金

(損失てん補準備金・任意積立金・当

期未処分剰余金

*損失てん補準備金

担保資金を増強し将来の損失に備えるため、保険業法第54条により、基金(基金償却積立金を含む)の総額(定款でこれを上回る額を定めたときは、その額)に達するまでは、毎決算期(3月末)に剰余金の処分として支出する金額の0.3%以上を積み立てることが義務付けられています。

*任意積立金

任意積立金は、剰余金処分で積み立てられる積立金のうち、商法、保険業法などで積み立てが強制されることのない積立金です。積み立てにあたっては総代会へ付議し、承認を得なければなりません。また、任意積立金には特定の目的をもって積み立てられる目的積立金と特定目的のない別途積立金があります。

*当期未処分剰余金

当期未処分剰余金は、損益計算書上の当期損益計算において算出された当期未処分剰余金です。なお、相互会社においては、剰余金の処分としての社員配当準備金の繰入れが総代会の決議事項であるため、社員配当準備金繰入前の金額になっています。

●土地再評価差額金

土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る 繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。

●株式等評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」「責任準備金対応債券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、平成13年度から相価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、株式等評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の資本の部に計上されます。なることが可能であり、当社では平成12年度より適用しています。

損益計算書の用語

●経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。 生命保険会社の場合、保険料等収入、 資産運用収益、その他経常収益に区分 されています。

●保険料等収入

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。 再保険収入もここに含まれています。

●資産運用収益

資産運用による収益で、利息や配 当金のほかに有価証券売却益なども 含まれます。

*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。

* 金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。

逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」に計上 します。

*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。

●その他経常収益

主なものは、保険金据置受入金、支払備金戻入額、責任準備金戻入額です。

*保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合で も、お客さまによっては一度にその全 額を必要としないケースがあります。

そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します。(「保険金据置支払金」(P148)の解説もご覧ください)

*責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します(「責任準備金等繰入額」の解説もご覧ください)。

●経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。 生命保険会社の場合、保険金等支払金、 責任準備金等繰入額、資産運用費用、 事業費、その他経常費用に区分されて います。

●保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの 保険契約上の支払いを計上します。 再保険契約による支払保険料もここ に計上します。

●責任準備金等繰入額

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金および支払備金については毎決算期(3月末)に、前年度計上額を一旦全額戻入れし、当年度の必要額を新たに全額繰入れる方法(洗い替え方式)により積み立てられます。

損益計算書の表示は、(繰入額一戻 入額)の差額で表示されますので、繰 入額が戻入額を上回る場合には責任 準備金繰入額・支払備金繰入額とし て表示され、戻入額が繰入額を上回る 場合には、責任準備金戻入額・支払備 金戻入額として表示されます。

*社員配当金積立利息繰入額

社員配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による社員配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行なわれるまで社員配当準備金の中に利息をつけて留保されます。社員配当金積立利息繰入額は、社員配当準備金に繰入れる当年度の利息による増加額を計上します。

●資産運用費用

資産運用収益を得るために要した 費用で、有価証券売却損、有価証券評 価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

*支払利息

生命保険会社の支払利息に計上 されるものには、預り金利息、保険 金・給付金等の支払遅延利息など があります。

*有価証券売却損

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合にその差額を計上します。

*有価証券評価損

減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。

*金融派生商品費用

みなし決済により時価評価した デリバティブ取引の評価損益および 期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益がでた場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。

*貸付金償却

貸付先の破産などの理由により、 回収不能となった貸付金の償却額 です。ただし、前事業年度以前に貸 倒引当金にすでに積み立てられて いる金額(個別貸倒引当金)を相殺 した後の金額を計上します。

*賃貸用不動産等減価償却費

減価償却費(固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続きにより発生する費用)のうち、投資用不動産・動産などに係るものを計上します。

*その他運用費用

上記のいずれにも属さない資産 運用に係る費用を計上します。具 体的には、①投資に係る税金(消費 税、固定資産税など)、②投資用不動 産に係る費用のうち、ア)賃借料等、 イ)登記手数料、ウ)維持・管理に係 る委託料、光熱費、修理費等、などが あります。

*特別勘定資産運用損

特別勘定から生ずる全ての資産 運用収益、資産運用費用を計上しま す。これらを合計して、益が出た場 合は「特別勘定資産運用益」に、損が 出た場合は「特別勘定資産運用損」 に計上します。

●事業費

新契約の募集および保有契約の維 持保全や保険金などの支払いに必要 な経費を計上します。一般事業会社 の販売費および一般管理費に相当し ます。

●その他経常費用

主に保険金据置支払金、税金、減価 償却費を計上します。ただし、税金、 減価償却費のうち、資産運用に係るも のは資産運用費用に計上します。

*保険金据置支払金

保険金、給付金を生命保険会社に 据置いている場合、受取人からの請 求または据置き期間の満了によっ て支払われた金額です。

生命保険会社は、保険金、給付金を据置く場合、保険金据置受入金を

計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。

*税金

生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。

ただし、法人所得に係る税金は 「法人税及び住民税」に、資産運用に 直接係る投資関係税金は「その他運 用費用」に計上されるため、この科 目には計上されていません。主な ものは、印紙税、事業税、営業用資産 に係る固定資産税・都市計画税な どがあります。

*減価償却費

減価償却費は、資産の取得価額を、 その耐用期間の各事業年度の費用 として配分するための経理上の手 続きにより発生する費用で、生命保 険会社が保有する不動産・動産等 について、当年度に減価償却した額 を計上します。

なお、投資用不動産等に係る減価 償却費については「賃貸用不動産等 減価償却費」において計上します。

●経営利益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

●特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、不動産動産等処分益、 保険業法第112条評価益などを計上します。

*不動産動産等処分益

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行なわれていることから経常収益に含めており、不動産・動産などの処分益は、臨時・突

発的に発生するということから、特別利益の中に含めています。

*貸倒引当金戻入額

資産の自己査定結果を踏まえ、個 別貸倒引当金に繰入れるもの以外 の貸付金については、合理的な方法 により算出された貸倒実績率等に 基づき計算された貸倒見込額を一 般貸倒引当金として計上します。 当期の計上金額(繰入金額)が前期 の計ト金額(戻入金額)よりも少な い場合、その差額を「貸倒引当金戻 入額」に計上します。逆に当期の繰 入金額が戻入金額よりも多い場合 にはその差額を「貸倒引当金繰入額」 として資産運用費用に計上します。 個別貸倒引当金や特定海外債権引 当勘定の戻入金額、繰入金額も含み ます。

●特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、不動産動産等処分損、債権売却損失引当金繰入額、価格変動準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。

*不動産動産等処分指

有価証券以外の不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。

さらに、この科目には、有価証券 以外の資産に係る除却(取壊しなど)、 災害・盗難による損失、および累積 債務国に対する貸付金などの債権 譲渡損失なども計上します。

*価格変動準備金繰入額

価格変動準備金への繰入額を計上します。(「価格変動準備金」(P146)の解説もご覧ください)

*不動産圧縮損

法人税法、租税特別措置法の規定に基づき、不動産の交換・換地・収用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減額させた額です(圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです)。

不動産圧縮損に計上した額だけ、 不動産処分益を相殺することにな り、法人税などの課税の繰延が行な われます。

●税引前当期剰余

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。

●法人税及び住民税

当年度の所得に係る法人税、住民税 の合計金額です。

●法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額(その他有価証券に係るものを除く)を期首と期末とで比較した増減額を計上します。

●当期剰余

税引前当期剰余から法人税及び住 民税ならびに法人税等調整額を控除 した金額で、会社のすべての活動によって生じた剰余を意味します。

●価格変動積立金取崩額

有価証券や不動産などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備える目的積立金として、資本の部の「任意積立金」(P146)に積み立てたものを価格変動積立金といい、これを取崩した金額を価格変動積立金取崩額に計上します。

●当期未処分剰余金

社員配当準備金繰入前の金額です。 この剰余金が契約者に対して支払う配 当金の財源となります。

連結財務諸表関係の用語

●持分法

連結財務諸表作成手続きでは、原則 的にすべての子会社を連結し、企業集 団間の取引や債権債務等を消去しま す。

ただし、関連会社および非連結子会社については、当該会社の純資産および損益のうち親会社に帰属する部分のみを連結します。これを持分法と言います。具体的には、A社がB社の株式の30%を所有していれば、B社の利益の30%はA社に帰属するものと考えます。この場合、B社が100の利益を上げれば、30が連結計算書に取り込まれます。

なお、連結財務諸表に重要な影響を 与えない場合に持分法の適用会社と しないことができます。

●連結貸借対照表関係

*為替換算調整勘定

連結財務諸表を作成する際、海外の子会社を所有している場合には外貨を円貨に換算する必要があります。子会社の財務諸表は、資産および負債項目は期末レートで、資本項目は発生時または取得時レートで換算されるため、為替差額が生じます。この為替差額を「資本の部」に計上します。

*少数株主持分

親会社以外の第三者が持つ子会 社の持分を「負債の部」と「資本の部」 の間に計上します。

●連結損益計算書関係

*少数株主利益または損失

子会社の親会社以外の株主である少数株主持分の増減額を計上します。

生命保険協会統一開示項目索引

「明治生命の現況」は、保険業法第111条ならびに生命保険協会の定める開示基準に基づいて作成しています。 その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。(*印は、保険業法で開示することが定められている項目です。)

I .保	険会社の概況及び組織*		(3ヵ月以上延滞債権)*	13,69
1	. 沿革	56	(貸付条件緩和債権)*	13、69
2	2. 経営の組織*	139	7. 保険金等の支払能力の充実の状況	
3	3. 店舗網一覧	142	(ソルベンシー・マージン比率)*	8,69
	. 基金の状況*		8. 有価証券等の時価情報(会社計)*	
	i. 総代氏名 ····································		(有価証券)*	7C
	(総代の役割)		(金銭の信託)*	
	(選考方法)		(デリバティブ取引)*	
	(主な保険種類・職業・年齢・地域別による構成)		9. 経常利益等の明細(基礎利益)	
6	(土な体験性級 磁条 中間 地域がにいる情况) 6. 社員構成		10. 計算書類等について商法特例法による会計	10,70
	. 社長構成 7. 評議員氏名		E査人の監査を受けている場合にはその旨*	60
,	· 計議員以石 (制度の趣旨) ····································			
			11.貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失	
	(評議員の役割)		処理計算書(剰余金処分計算書又は損失処理計算書)	
_	(職業·年齢)		について証券取引法に基づき公認会計士又は監査法	-4->14.11.4
	3. 取締役及び監査役(役職名・氏名)*		人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せす
). 従業員の在籍・採用状況			
). 平均給与(内勤職員)		VI.業務の状況を示す指標*	
	. 平均給与(営業職員)		1. 主要な業務の状況を示す指標	
12	2. 総代会傍聴制度(議事録)	44	(1)決算業績の概況	
			(2)保有契約高及び新契約高*	
Ⅱ.保	険会社の主要な業務の内容*		(3)保障機能別保有契約高*	79
	主要な業務の内容*		(4)個人保険及び個人年金保険契約種類別	
2.	経営方針	3	保有契約高*	80
			(5)社員配当の状況*	23
皿.直	近事業年度における事業の概況*		2. 保険契約に関する指標	
1	. 直近事業年度における事業の概況*	16	(1)保有契約増加率*	83
	. 契約者懇談会開催の概況		(2)新契約平均保険金及び保有契約平均保限	
	3. 相談(紹介、苦情)の件数		(個人保険)*	
	. 契約者に対する情報提供の実態		(3)新契約率(対年度始)	
	: 商品に対する情報および	02(0)	(4)解約失効率(対年度始)*	
O	デメリット情報提供の方法	32 54	(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)	
6	5. 営業職員・代理店教育・研修の概略		(6)死亡率(個人保険主契約)	
			(7)特約発生率(個人保険)	
	· 利戍用光同品のベル		(8)事業費率(対収入保険料)	
	. 床灰尚品―舅). 情報システムに関する状況			04
			3. 経理に関する指標 (1)支払備金明細表	0.5
IC). 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	55	(2)責任準備金明細表*	
IV.直	近5事業年度における		(3)個人保険及び個人年金保険の責任準備領	
	要な業務の状況を示す指標*	… 表紙裏	積立方式、積立率、残高(契約年度別)*	
	- 102		(4)社員配当準備金明細表*	
	産の状況*		(5)引当金明細表*	86
	貸借対照表*		(6)特定海外債権引当勘定の状況*	
	損益計算書*		(特定海外債権引当勘定)*	
	キャッシュ・フロー計算書*		(対象債権額国別残高)*	
4.	剰余金処分または損失処理に関する書面*	61	(7)利益準備金及び任意積立金明細表*	87
5.	債務者区分による債権の状況*		(8)保険料明細表	88
((破産更正債権及びこれらに準ずる債権)*	13、69	(9)保険金明細表	88
	(危険債権)*	13,69	(10)年金明細表	88
(· — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13、69	(11)給付金明細表	89
	·		(12)解約返戻金明細表	
	リスク管理債権の状況*······		(13)減価償却費明細表	
	(破綻先債権)*		(14)事業費明細表*	
	(延滞債権)*····································		(15)税金明細表	
,	(A=001751E)	. 5, 50	(· O / //шт.//шт.	

(16)リース取引 90	2. 個人変額保険(特別勘定)の状況
4. 資産運用に関する指標	(1)保有契約高12
(1)資産運用の概況	(2)個人変額保険特別勘定資産の運用の経過109
(年度の資産の運用概況)19	(3)年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳*110
(ポートフォリオの推移	(4)個人変額保険特別勘定の運用収支状況*110
〈資産の構成及び資産の増減〉)* 91	(5)個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報
(2)運用利回り*	(有価証券)110
(3)主要資産の平均残高* 92	(金銭の信託)11
(4)資産運用収益明細表*	(デリバティブ取引)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)資産運用費用明細表* 92	(プリハフィブ取5I) ····································
	IX.保険会社及びその子会社等の状況*
(6) 利息及び配当金等収入明細表*	
(7)有価証券売却益明細表	1. 保険会社及びその子会社等の概況*
(8)有価証券売却損明細表	(1)主要な事業の内容及び組織の構成*113
(9)有価証券評価損明細表 94	(2)子会社等に関する事項*
(10)商品有価証券明細表*	(名称)*115
(11)商品有価証券売買高	(主たる営業所又は事務所の所在地)*115
(12)有価証券明細表* 94	(資本金又は出資金)*
(13)有価証券残存期間別残高* 95	(事業の内容)*
(14)保有公社債の期末残高利回り 95	(設立年月日)*115
(15)業種別株式保有明細表* 96	(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主、
(16)貸付金明細表* 97	総社員又は総出資者の議決権に占める割合)*
(17)貸付金残存期間別残高 97	(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳* 97	する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員
(19)貸付金業種別内訳*	又は総出資者の議決権に占める割合)*115
(20)貸付金使途別内訳*	2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務*
(21)貸付金地域別内訳 99	(1)直近事業年度における事業の概況*116
(22)貸付金担保別内訳*	(2)主要な業務の状況を示す指標*
(23)不動産及び動産明細表*	(経常収益)*116
(不動産及び動産の明細)*	(経常利益又は経常損失)*116
(不動産残ら動産の場面) (不動産残高及び賃貸用ビル保有数)* 99	(当期純剰余又は当期純損失)*
(24)不動産動産等処分益明細表*	(総資産額)*
(25)不動産動産等処分損明細表*	3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況*
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表 100	(1)連結貸借対照表* ······· 117
(27)海外投融資の状況101	(2)連結損益計算書*
(資産別明細)*	(3)連結キャッシュ・フロー計算書*
(地域別構成)*102	(4)連結剰余金計算書*
(外貨建資産の通貨別構成)102	(5)リスク管理債権の状況*
(28) 海外投融資利回り* 92	(破綻先債権)*129
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額) 103	(延滞債権)*129
(30)各種ローン金利103	(3ヵ月以上延滞債権)*129
(31) その他の資産明細表	(貸付条件緩和債権)*129
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	(6)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力
(有価証券)	の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)* 129
(金銭の信託)107	(7)セグメント情報*
(デリバティブ取引)	(8) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算 書について証券取引法に基づき公認会計士又は監査法
Ⅷ.保険会社の運営*	人の監査証明を受けている場合にはその旨* 該当せず
1. リスク管理の体制*	
2. 法令遵守の体制* 49	
3. 個人データの保護について 50	
Ⅷ.特別勘定の状況*	
1. 特別勘定資産残高の状況*	(注)連結キャッシュ・フロー計算書を作成しています。
	(江/左州・ドノノユ ノロ 可弁目で下級していのり。

五十音索引

=			400
あったの	20	総合福祉団体定期保険	132
ITの活用	36	相互会社の運営	44
アカウント型保険	26	総代	44、137
アセットマネジメント	40	総代会傍聴制度	44
アフターサービス体制	30	総代候補者選考委員会	44
インターネット	30、54	即振くん	31
ウェルネスケア・ネットワーク	35	組織図	139
ALM	52	ソルベンシー・マージン比率	8、69、129
m.a.レポート	26	損益計算書	21、60
沿革	56	損害保険	38
か		た	
カードサービス	31	貸借対照表	22、58
介護サービス	35	ディスクロージャー	54
格付	15	店舗網一覧(国内・海外)	142
確定拠出年金	41	電話照会窓口	144
監査報告書		投資信託	41
監査報告者 企業・団体向けの商品	68、121	7又只后前し	41
	132	な	
基金	14		
基礎利益	10、75	年次報告書	27
逆ざや	10	I+	
銀行等金融機関窓口販売	37	は	
クイックMカスタマーダイレクト	30	ハッピーレポート	27
経営活動の概況	16	ハッピーL.A.ボーナス	27
経営効率化	15	販売・サービス方針	50
経営方針	3	評議員	47、138
契約者貸付制度	134	含み損益	11
子会社等の状況	113	不良債権	12
ご加入者懇談会	47	保障見直し	133
ご契約者向けサービス・パッケージ「r	map」 33	保有契約高	18、76
個人情報保護方針	50	.,	
国際活動	42	ま	
個人向けの商品	130	マイスター	5、29
コンサルティングサービス	29	マスタートラスト	41
コンプライアンス	49	明治生命フィナンシュアランス研	
	49		
\		明治損害保険	38
	10.00	明治ドレスナー・アセットマネジメ	
債務者区分による債権の状況	13、69	メディカルアカウント m.a.	26
自己査定	12	や	
自己資本	14	•	
実質純資産額	9	役員等略歴	140
自動車保険	38	安田生命との合併について	4
社員構成	138	有価証券等の時価情報	70、104、110
社員(ご契約者)配当の概況	23		
社会公共•文化活動	55	ら	
従業員の状況	139	ライフアカウント L.A.	26、130、133
主要な業務の内容	136	らくらく病院予約サービス	34
商品一覧	130、132	リスク管理	51
情報システム	36	リスク管理債権	13、69、129
情報提供の体系	32	連結キャッシュ・フロー計算書	119
剰余金処分に関する書面	61	連結剰余金計算書	120
新契約高	18、76	建柏利赤亚可昇音 連結損益計算書	118
**** ** ** *			
生命保険契約者保護機構	135	連結貸借対照表	117
責任準備金	9、85		